

令和 年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
重要事項説明書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して
本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所
所在地 白山市番匠町 443 番地
名 称 白山市地域包括支援センター光野

説明者 氏名 _____

担当者氏名		電話番号	(076) 274-7718
-------	--	------	----------------

委託先居宅介護支援事業所（業務委託の場合）

所 在 地		事業所名	
担当者氏名		電話番号	

私は、本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて
の重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

利用者 住所 白山市 _____

(本 人) 氏名 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

1．事業所の概要

事 業 所 名	白山市地域包括支援センター光野
管理者の氏名	岩中五月
所 在 地	白山市番匠町 443 番地
連 絡 先	電話 (076) 274-7718 FAX (076) 274-7955
事 業 所 番 号	1702200104
提供できるサービス	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
サービス提供地域	松任東圏域（旭・中奥・郷）

2．当事業所の職員体制

職 種	人 員
保健師または看護師	1 名
主任介護支援専門員	1 名
社会福祉士	1 名
合 計	3 名

※上記の内の 1 名が管理者を兼任します。

3．サービスの提供時間

平 日	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分
休業日	土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日

※緊急連絡先 TEL 274-7718(不在時は、転送)

4．サービスの提供

- (1) 介護保険法等関連法令に基づいて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
業務を行います。
- (2) 利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立し
た生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいた介護予防サービス・支援
計画（以下「ケアプラン」）を作成するとともに、多様な事業者から、総合的かつ効
率的にサービスが提供されるよう支援を行います。
- (3) 利用者は、支援の提供の開始に際し、複数の介護予防サービス事業者等を紹介す
るよう求めること、及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが
できます。
- (4) ケアプラン作成後も、定期的に利用者及び家族と連絡を取り、ケアプランの実施
状況・解決すべき課題を把握し、ケアプランの変更、サービス事業者等との連絡調
整やその他の必要な対応を行います。
- (5) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにつきましては、居宅介護支援事業
者に業務の一部を委託する場合があります。

5. 介護予防支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護予防支援担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう協力を求めます。
- (2) 介護予防支援担当者は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護予防支援担当者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において、介護予防支援担当者は、介護予防サービス・支援計画を作成した際には、当該介護予防サービス・支援計画を主治の医師等に交付します。

6. 料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにつきましては、原則として利用者の負担はありません。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がありますが、その場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が要介護認定を受け、介護給付サービスの利用を開始するとき
- ・利用者の要支援認定の有効期間が終了し、かつ、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者にならなくなったとき
- ・利用者が亡くなられた場合や転出等により当市の被保険者でなくなったとき
- ・利用者が介護保険施設、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の利用を開始したとき

④その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、あるいは利用者または家族等から職員に対するハラスメントがあった場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

担 当 者 白山市地域包括支援センター光野 管理者
電 話 (076) 274-7718 F A X (076) 274-7955

(2) 白山市の窓口

白山市健康福祉部長寿介護課
電話 076-274-9529
対応時間 午前8時30分 ～ 午後5時15分（土・日、祝日を除く）

(3) その他の窓口

石川県国民健康保険団体連合会（国保連） 介護サービス苦情110番
電話 076-231-1110
対応時間 午前9時 ～ 午後5時（土・日、祝日を除く）

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名			
	主治医氏名		電話番号	
ご家族	住 所			
	氏 名		電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 感染症対策及び非常時対策

感染症の発生・まん延や非常災害の発生時においては、講じた感染症及び災害等の対策から、業務を継続的に実施、または再開し、可能な範囲の支援が提供できるよう取り組みます。

12. 虐待防止対策および身体拘束防止

虐待及び身体拘束の発生又はその再発を防止するため、虐待予防・身体拘束にかかる体制等の整備、職員の啓発に取り組みます。職員による虐待が発生した場合には、市への報告、適切に対応・措置を行います。また、利用者が養護者等からの虐待を受けたと思われる場合においても市への報告を行う場合があります。

13.. 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。